

広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月28日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第16号

広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

広島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年広島県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
法令	条項	法令	条項
略		略	
規制除外車両の確認に係る事前届出に関する規程（平成8年広島県公安委員会規程第4号）	第5条第1項	緊急通行車両等及び規制除外車両の確認に係る事前届出に関する規程（平成8年広島県公安委員会規程第4号）	第5条第1項及び第13条第1項
略		略	
別表第2（第4条、第5条関係）		別表第2（第4条、第5条関係）	
法令	条項	法令	条項
略		略	
規制除外車両の確認に係る事前届出に関する規程	第5条第1項	緊急通行車両等及び規制除外車両の確認に係る事前届出に関する規程	第5条第1項及び第13条第1項
略		略	

附 則

この公安委員会規則は、令和5年9月1日から施行する。